

令和 8 年度府中町一般会計予算

令和 8 年度府中町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,066,844 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表
1 歳入

歳入歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		8,608,190
	1 町 民 税	4,198,132
	2 固定資産税	3,531,655
	3 軽自動車税	108,440
	4 たばこ税	281,926
	5 都市計画税	488,037
2 地方譲与税		85,716
	1 地方揮発油譲与税	16,083
	2 自動車重量譲与税	63,498
	3 森林環境譲与税	6,135
3 利子割交付金		30,600
	1 利子割交付金	30,600
4 配当割交付金		77,243
	1 配当割交付金	77,243
5 株式等譲渡所得割交付金		110,655
	1 株式等譲渡所得割交付金	110,655
6 法人事業税交付金		143,466
	1 法人事業税交付金	143,466
7 地方消費税交付金		1,544,660
	1 地方消費税交付金	1,544,660
8 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
9 地方特例交付金		79,826
	1 地方特例交付金	79,826

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方交付税		1,839,464
	1 地方交付税	1,839,464
11 交通安全対策特別交付金		4,192
	1 交通安全対策特別交付金	4,192
12 分担金及び負担金		238,539
	1 負担金	228,839
	2 分担金	9,700
13 使用料及び手数料		132,436
	1 使用料	112,028
	2 手数料	20,408
14 国庫支出金		4,829,003
	1 国庫負担金	4,173,880
	2 国庫補助金	641,139
	3 国庫委託金	13,984
15 県支出金		2,411,444
	1 県負担金	1,556,372
	2 県補助金	756,322
	3 県委託金	98,750
16 財産収入		84,678
	1 財産運用収入	49,551
	2 財産売却収入	35,127
17 寄附金		41,272
	1 寄附金	41,272
18 繰入金		1,232,790
	1 基金繰入金	1,184,675

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		162,220
	1 議会費	162,220
2 総務費		2,418,843
	1 総務管理費	1,996,716
	2 徴税費	233,792
	3 戸籍住民基本台帳費	150,247
	4 選挙費	16,457
	5 統計調査費	3,135
	6 監査委員費	18,496
3 民生費		10,304,451
	1 社会福祉費	5,128,272
	2 児童福祉費	5,176,079
	3 災害救助費	100
4 衛生費		1,949,130
	1 保健衛生費	772,845
	2 清掃費	1,176,285
5 労働費		37,159
	1 労働諸費	37,159
6 農林業費		84,625
	1 農業費	5,748
	2 林業費	78,877
7 商工費		67,720
	1 商工費	67,720
8 土木費		3,036,417
	1 土木管理費	212,191

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋りょう費	192,493
	3 都市計画費	2,561,350
	4 住宅費	56,372
	5 排水路費	14,011
9 消防費		709,499
	1 消防費	709,499
10 教育費		3,018,401
	1 教育総務費	557,443
	2 小学校費	1,091,014
	3 中学校費	640,931
	4 幼稚園費	3,457
	5 社会教育費	660,625
	6 保健体育費	64,931
11 災害復旧費		4
	1 農林業施設災害復旧費	2
	2 土木施設災害復旧費	2
12 公債費		3,243,375
	1 公債費	3,243,375
13 予備費		35,000
	1 予備費	35,000
	歳出合計	25,066,844

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
令和 9 年度町県民税賦課システム支援業務委託料	令和 8 年 度 ∩ 令和 9 年 度	千円 2,012
令和 9 年度町県民税課税資料登録等業務委託料	令和 8 年 度 ∩ 令和 9 年 度	6,915
選挙ポスター掲示板設置等委託料	令和 8 年 度 ∩ 令和 9 年 度	1,710
重層的支援業務委託料	令和 8 年 度 ∩ 令和 9 年 度	17,902
第 4 次地域福祉計画策定支援業務委託料	令和 8 年 度 ∩ 令和 9 年 度	7,843
ふれあい福祉センター管理委託料	令和 8 年 度 ∩ 令和 12 年 度	63,035

事 項	期 間	限 度 額
なかよし保育園借入金償還補助金	令和8年度 ） 令和35年度	千円 借入金（176,000千円）とこれ に伴う借入金利子の2分の1に 相当する額
安芸府中商工センター管理委託料	令和8年度 ） 令和12年度	19,682
外国人英語指導助手派遣委託料	令和8年度 ） 令和11年度	33,000
小学校給食調理業務委託料	令和8年度 ） 令和11年度	484,250

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
D X 推 進 事 業	5,500	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合によ り、据置期間及び償還年限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は、低利債に借換えす ることができる。
庁 舎 改 修 等 事 業	38,300			
広 報 広 聴 事 業	1,000			
町 税 収 納 事 業	5,000			
老人福祉センター改修等事業	5,500			
ネウボラセンター事業	1,800			
林業施設改良等事業	20,000			
急傾斜地崩壊対策事業	40,700			
道路メンテナンス事業	55,500			
補助街路整備事業	19,000			
県施行道路事業負担金事業	5,400			
狭あい道路整備等促進事業	3,700			
向洋駅周辺土地区画整理事業	436,600			
広島市東部地区連続立体交差事業	396,500			
公園メンテナンス事業	14,600			
揚倉山健康運動公園再整備事業	279,900			
消防自動車等購入事業	53,900			
消防庁舎改修等事業	4,000			
常備消防一般事務事業	7,700			
小学校施設改修等事業	150,100			
小学校学びの充実事業	117,400			
中学校施設改修等事業	201,900			
中学校学びの充実事業	45,900			
くすのきプラザ改修等事業	55,300			
府中南公民館改築事業	108,600			
減 収 補 て ん	150,000			
合 計	2,223,800			

第 7 号 議 案
令和 8 年 3 月 9 日 提 出

令和 8 年度府中町土地取得特別会計予算

令和 8 年度府中町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表
1 歳 入

歳 入 歳 出 予 算

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		42
	1 財産運用収入	42
歳 入	合 計	42

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰出金		42
	1 基金繰出金	42
歳 出	合 計	42

令和 8 年度府中町国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度府中町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 2 5 9, 8 7 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

府 中 町 長 寺 尾 光 司

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		101,916
	1 総務管理費	46,728
	2 徴税費	54,672
	3 運営協議会費	76
	4 趣旨普及費	440
2 保険給付費		2,884,788
	1 療養諸費	2,524,101
	2 高額療養費	351,336
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	8,000
	5 葬祭諸費	1,350
	(傷病手当金) 廃 項	0
3 国民健康保険事業費納付金		1,187,790
	1 医療費給付費分	813,805
	2 後期高齢者支援金等分	257,411
	3 介護納付金分	91,865
	4 子ども・子育て支援納付金分	24,709
4 保健事業費		68,264
	1 保健事業費	14,343
	2 特定健康診査等事業費	53,921
5 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
6 諸支出金		14,111
	1 償還金及び還付加算金	2,804
	2 繰出金	11,307

(単位：千円)

款	項	金額
7 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	4,259,871

令和 8 年度府中町介護保険特別会計予算

令和 8 年度府中町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 3 2 9, 9 8 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表
1 歳 入

歳 入 歳 出 予 算

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		966,917
	1 介護保険料	966,917
2 使用料及び手数料		70
	1 手 数 料	70
3 国庫支出金		918,043
	1 国庫負担金	725,183
	2 国庫補助金	192,860
4 支払基金交付金		1,113,455
	1 支払基金交付金	1,113,455
5 県支出金		581,998
	1 県負担金	550,049
	2 県補助金	31,949
6 財産収入		6,287
	1 財産運用収入	6,287
7 繰 入 金		743,170
	1 一般会計繰入金	684,203
	2 基金繰入金	58,967
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		46
	1 延滞金、加算金及び過料	44
	2 雑 入	2
歳 入	合 計	4,329,987

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		114,396
	1 総務管理費	86,655
	2 徴収費	3,950
	3 介護認定審査会費	23,282
	4 趣旨普及費	372
	5 運営協議会費	137
2 保険給付費		3,923,858
	1 介護サービス等諸費	3,616,838
	2 介護予防サービス等諸費	142,346
	3 その他諸費	3,477
	4 高額介護サービス等費	91,195
	5 高額医療合算介護サービス等費	15,829
	6 特定入所者介護サービス等費	54,173
3 地域支援事業費		245,604
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	183,096
	2 一般介護予防事業費	25,600
	3 包括的支援事業・任意事業費	36,037
	4 その他諸費	495
	5 高額介護サービス費	136
	6 高額医療合算介護サービス費	240
4 基金積立金		6,287
	1 基金積立金	6,287
5 諸支出金		37,842
	1 償還金及び還付加算金	1,034

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繰出金	36,808
6 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	4,329,987

令和 8 年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度府中町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 0 2, 8 5 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

府 中 町 長 寺 尾 光 司

